

## 新潟市行政区画審議会における区役所の位置に関する審議経過について

新潟市行政区画審議会は、平成17年4月27日に「行政区画の編成」と「区役所の位置」について、新潟市長から諮問を受け、合計8回の会議を開催した。

また、円滑な運営を図るために検討委員会を設置し、5回の会議と2回の現地視察を行うなど、慎重な審議を進めてきた。

## 1. 審議経過

「新潟市行政区画審議会」では、まず「行政区画編成基準」と「区役所設置基準」を定めた。これは、行政区画の編成と区役所の位置を決めるにあたり、特に重要なことについて先行政令指定都市の例などを参考に、新潟市における地域事情を考慮して作成した。この基準は、すべてを満たさなければならないものではなく、区割りや区役所の位置を検討する際にどの様な点を重視すべきかという指針であり、これら基準と住民意見や地域の状況、将来のまちづくりの方向などを総合的に考慮し「素案」として取りまとめ、住民説明会や意見募集での意見を受け、さらに審議を重ねて答申に至った。

## 2. 区役所設置基準

基準項目	基準の概要
交通の利便性	区民にとって、交通条件のよい位置が望ましい。
区内住民の日常生活上の利便性	区役所の利用に際しては、日常生活上の利便性を高めるため、他の公共施設・機関、商業サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。
既存施設の利用	支所や地区事務所などは、これまでも長年その場所でサービスを提供し、地域住民にその位置も浸透していることなど、既存施設の有効利用を最大限考慮する。
用地確保の可能性	区役所は住民との協働の拠点となるなど、その用地はゆとりある広さであることが望ましい。 現実的条件として、適当な規模の用地が確保できる可能性があること。
地域的発展の動向	将来における地域開発や道路整備等、把握できる範囲の地域発展の方向性を予測した上で位置を決めることが望ましい。

# 区役所の概要

## (1) 区役所の位置について

地方自治法により、政令指定都市は必ず行政区を設け、区の事務所(区役所)を設置しなければならないこととされている。

### 参考

地方自治法第 252 条の 20 第 1 項

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。また、事務所の位置については、住民の利用に便利である様に考慮しなければならない。

地方自治法第 4 条 2 項

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

## (2) 区役所の役割

各政令指定都市の状況を見ると、区役所の役割としては以下の2つが考えられる。

地域の実情に応じた、身近できめ細やかな行政サービスを行う「総合行政機関」

戸籍・住民基本台帳・印鑑登録などの諸証明事務

税・国民健康保険・国民年金・福祉・市民相談などの事務

選挙管理委員会に関する事務

また、先行政令指定都市の中には、上記のほかに保健・衛生業務や土木・建築業務などを行っているところもある。

地域の個性や特色を活かした住民と行政の協働のまちづくりを行う「協働の拠点」

### 3. 区役所位置について（答申の考え方）

区役所位置の検討にあたっては、区役所での住民サービスのうち、戸籍・住民票・税や印鑑の証明など、住民生活において基本となるサービスについては、どこの区役所でも手続きができるという、市の基本的な考えを踏まえて次のように決定した。

北 区	既存施設の活用と施設規模の面から、豊栄支所とした。
東 区	既存施設の活用と東区内の活用可能施設の中での施設規模の観点から、中地区事務所とした。
中央区	既存施設の活用と交通の利便性の面から、市役所本庁舎とした。
江南区	既存施設の活用と施設規模の面から、亀田支所とした。
秋葉区	既存施設の活用と施設規模の面から、新津支所とした。
南 区	既存施設の活用と施設規模の面から、白根支所とした。
西 区	既存施設の活用と交通の利便性の面から、坂井輪地区事務所とした。
西蒲区	既存施設の活用と他の行政機関の集積の面から巻町役場とした。

### 4. 付帯意見について

審議会では、区役所の位置などについて、鋭意検討し議論を重ねてきたが、次のような付帯意見を付している。（区役所位置に関する付帯意見を抜粋）

既存施設の活用を最大限行う方針で審議した結果、移行時の区役所位置を答申のとおりとした。しかしながら、施設によっては区における位置、施設規模、老朽度等課題が残るところもあることから、政令市移行後に住民の意向を踏まえて、適地への新設も含めて検討をすること。

## 区役所の機能について（案）

### 1 区役所の役割

#### (1) 先行政令指定都市における区役所機能の変遷

各政令指定都市によって、おかれた時代や状況は異なるが、大まかな流れとして、下記のような区役所機能の変遷をたどっている。

指定都市制度の発足時は、戸籍・年金・税務等の窓口サービス業務が主流であった（本庁のみでは住民の利便性に答えられないため）。

1960～70年代は、地域の課題に住民が積極的な関与を求める動きがあり、区役所に地域の課題を把握し解決する機能が期待された。

一方、1972年の札幌市、福岡市以降1980年の広島市、1989年の仙台市など合併を経た政令市では、旧合併市町村でそれぞれ行っていた土木建築（窓口機能のみか、維持・建設機能まで行うかの違いはある）や地域振興などを区役所の機能として加えた。

近年は、地方分権社会にあって、自己決定、自己負担、自己責任による行政が求められており、住民参加によるまちづくりを進めていく必要性から、区役所が住民と協働し、地域のニーズを解決する機能を担うという方向で区役所機能の改革への取り組みも行われている。

#### (2) 本市における本庁機能及び区役所機能の考え方

##### ① 本庁機能の考え方

本庁では、全市的な計画や施策の企画・立案，行財政の効率性などの観点から本庁で行うことが適当と考えられる事務事業の実施，国・県との連絡調整を行うとともに，区役所で行う行政サービスの統括及び調整を行う。

##### ② 区役所機能の考え方

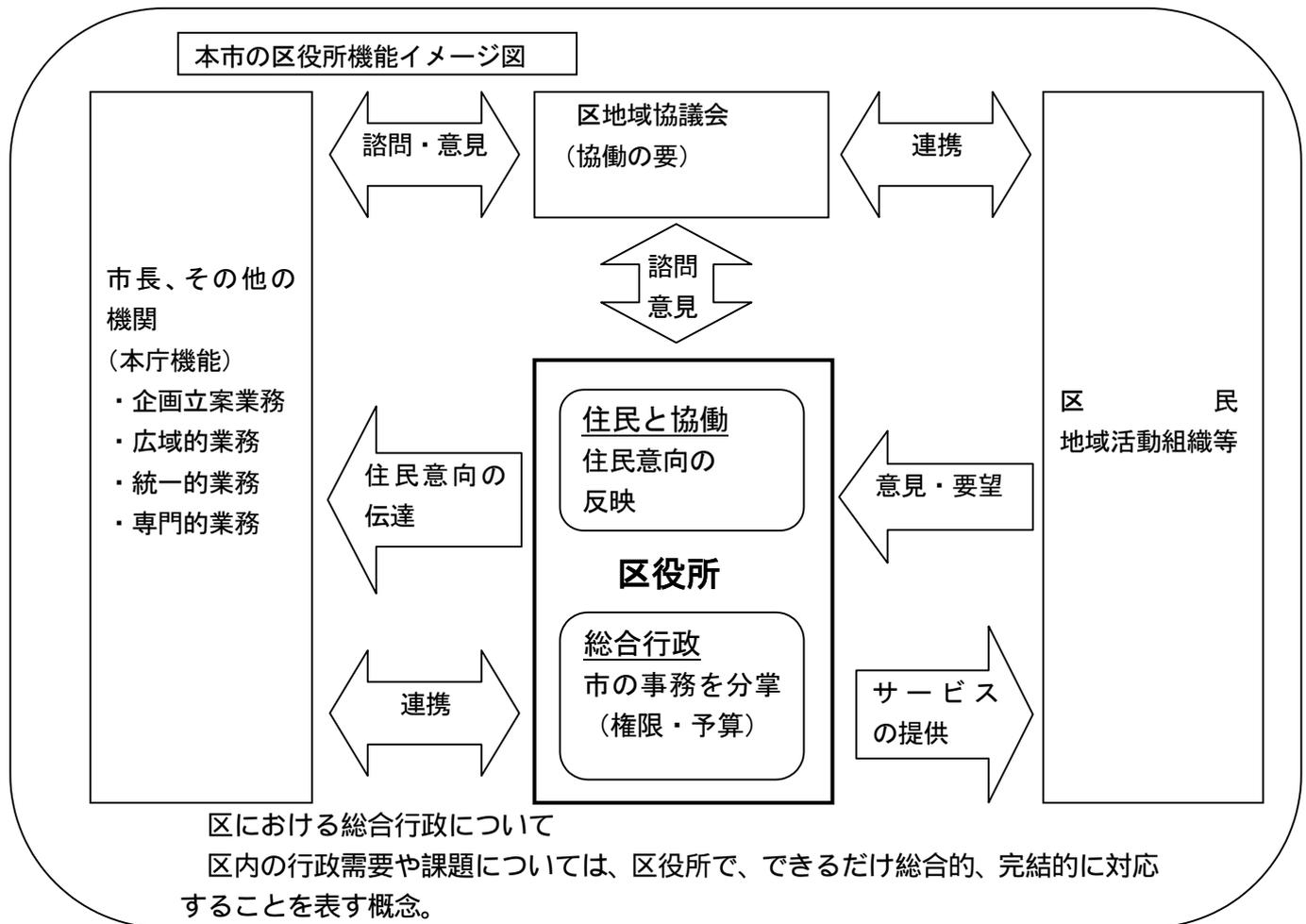
新潟市においては、地域コミュニティなどを大切にして、住民と行政が協働のまちづくりを進める「分権型政令指定都市」の実現を目指し、区役所機能を検討する。

##### ア 区内の総合行政機関としての機能

住民へのサービスや地域に対する施策は、住民に最も身近な区役所ができるだけ完結的に行うことが望ましい。そこで複数の区にまたがる業務や各区ごとに処理することで著しく非効率となる業務、本庁で広域的、統一的に処理することが適当である業務を除き、原則として区役所が各行政事務を行う機能を担う。

##### イ 住民との協働による地域づくりの拠点としての機能

区役所は区地域協議会などと連携して、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていく機能を担う。



## 2 区役所で行う業務

政令指定都市移行後に、区役所で行う業務とその組織については、前記の役割を念頭に、分権型政令指定都市の区役所として、市民に身近な行政サービスの円滑な提供と地域の実情に配慮し市民との協働のまちづくりを行いうる業務を遂行可能な組織が必要となる。

特に、戸籍・住民票・印鑑・税等に関する証明書の発行など、住民の利用度が高い業務については、可能な限りいずれの区役所においても市民が手続きできるようにし、区役所の利便性と機能性を高めるものとする。

一方で、市役所本庁も含めた、行財政の効率性・機能性を考慮した組織とすべきであると考える。

これらを勘案した上で、区役所では下記業務を行うことを基本として、今後、地域性などを考慮し、具体的な検討を進める。

### (1) 部門別業務

#### ① 総務部門

庁舎管理，文書管理，区の予算・決算の総括など庶務関係事務のほか，各種統計調査，区の防災などの事務事業を行う。

#### ② 地域振興部門

ア 区のまちづくり計画の策定，地域コミュニティ組織の育成・支援，区地域協議会との連携などの事務事業を行う。

イ 区の広報広聴，住民相談などの事務事業を行う。

ウ 地域産業の振興に関する必要な事務事業を行う。

- エ 地域の伝統文化の振興などに関する事務事業を行う。
- オ 道路・公園・下水道・建築等に関する住民に身近な事務事業を行う。

③ 税務部門

各種市税の賦課・徴収事務のほか、各種税証明書の交付事務を行う。

④ 生活部門

- ア 各法令の規定により区長事務となる戸籍、住民基本台帳、外国人登録関係事務のほか、印鑑登録に関する事務などを行う。
- イ 国民健康保険や介護保険、国民年金に関する事務などを行う。
- ウ 福祉に関する事務事業を行う。
- エ 保健衛生に関する事務事業を行う。

⑤ その他

- ア 区の会計事務を行う。
- イ 区選挙管理委員会事務局の事務事業を行う。

(2) 出張所等

区役所には、その業務を補完する目的で、出張所を設置する。

・ 出張所の業務

- ア (1) の生活部門に関連した業務
- イ 地域住民からの相談
- ウ 区役所他所管組織への取次ぎ

**3 保健所及び土木事務所の取り扱いについて**

区役所が担う業務については、各先行政令指定都市においても、基本的にほぼこの都市でも行っている業務と、各都市により取り扱いが異なる業務があるが、とりわけ、保健所業務、土木・建築関係業務は、取り扱いが異なっている。

本市では、保健所と土木・建築関係の業務について、下記を基本として、具体的な検討を進める。

(1) 保健所

保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的な拠点として、市内に1か所とする。身近な保健福祉サービスを総合的に提供する区役所の保健福祉担当部門と役割を分担し、保健衛生に関する事務事業を行う。

(2) 土木事務所

土木事務所は、道路や公園、下水道等の状況を勘案して、市内にいくつかの事務所を設置する。道路、公園等の新設改良、除雪、下水道の管理などに関する事務事業を行う。